

国税徴収法 解答速報

第70回税理士試験 国税徴収法解答速報（令和2年10月28日現在）

解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。

また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕－50点－

問1

（1）次順位買受申込者制度の趣旨

公売において買受人が買受代金を納付しないなどの事情により、再公売を実施する必要性が生じた場合は、再度公売公告から売却決定までの手順をやり直さなければならない。本来公売は滞納者の財産を売却するという厳格な処分であるために慎重な取り扱いを必要とし、このような手続きを再度やり直すことは、徴収職員に大きな負担をかけることになる。

また再公売の場合には当初の公売より入札参加者が減少することや、売却価額も当初の公売より低くなるという事情もある。そこで公売事務の手続の合理化、売却価額の維持安定のために、最高価申込者の決定直後に、一定の要件を満たすものを補欠として次順位買受申込者として定めることとしている。

（2）次順位買受申込者を本人申込とする理由

最高価申込者の納付した公売保証金は買受代金の一部として充当されることとなっている。同様に次順位買受申込者の納付した公売保証金も、最高価申込者がその買受代金の納付がないなどの事情によりその売却決定が取り消されれば、買受代金に充当される。つまり次順位買受申込者の買受代金は最高価申込者が買受代金を納付して売却決定が行われるまでは返還されずに留保されることになる。この留保について同意するかどうかを本人申込により確認することになる。

（3）次順位買受申込者の要件と2名以上の申込があった場合

徴収職員は次のすべての要件に該当するときは、最高価申込者の決定後直ちに、その入札者を次順位買受申込者として定めなければならない。

- （1）入札の方法による不動産等の公売であること
- （2）最高入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。）による入札者から、次順位による買受の申込があること
- （3）公売保証金を提供させる場合において、所定の公売保証金を提供していること
- （4）買受人の制限や公売実施の適正化のための措置による規定により買受人としてはならない者でないこと
- （5）公売参加について一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有する者であること

上記の場合において、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が2名以上あり、これらの者から次順位買受申込がある場合は、くじにより当選した者を次順位買受申込者として決定する。

問2

1. 財産の差押換えの請求について

(1) 第三者からの差押換えの請求

次のすべての要件に該当するときは、その第三者は税務署長に対し、その財産の公売公告の日(随意契約による売却をする場合には、その売却の日)までに、その差押換を請求することができる。

- ① 質権、抵当権、先取特権(不動産保存の先取特権等又は不動産賃貸の先取特権等に限る。)、留置権、賃借権、配偶者居住権その他第三者の権利(上記先取特権以外の先取特権を除く。)の目的となっている財産が差押えられたこと。
- ② 滞納者が他に換価の容易な財産を有していること
- ③ その財産が他の第三者の権利の目的となっていないものであること
- ④ その財産により、その滞納者の国税の全額を徴収することができること

(2) 相続人からの差押換えの請求

被相続人の国税につき相続人の固有財産が差押えられた場合には、相続人は税務署長に対して、次のすべての要件に該当することを理由として、その差押換を請求することができる。

- ① 相続人が他に換価の容易な相続財産を有していないこと
- ② ①の財産が他の第三者の権利の目的になっていないものであること
- ③ その財産により、その滞納者の国税の全額を徴収することができること

2. 交付要求の解除の請求について

強制換価手続により配当を受けることができる債権者は、交付要求があったときは税務署長に対し次のすべての要件に該当することを理由として、その交付要求を解除すべきことを請求することができる。

- (1) その交付要求により、自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないこと
- (2) 滞納者が他に換価の容易な財産で、第三者の権利の目的になっていないものを有しており、かつその財産によりその交付要求に係る国税の全額を徴収することができること

〔第二問〕－50点－

問1

1. 適用要件

Y税務署長は、納税者Aが次のすべてに該当すると認められるため、Aが納付すべき平成30年分の申告所得税の修正申告税額について、国税徴収法第151条の2の「申請による換価の猶予」を適用し、その滞納処分による財産の換価を猶予し、分割納付をさせることができる。

- (1) 納税者Aは滞納国税150万円の内50万円をすでに納付しており、未納額100万円についても分割納付を行うという納税に関する誠実な意思を有すると認められる
- (2) 納税者Aは修正申告分の未納分の所得税を一時に納付することによりその事業の継続を困難にするおそれがあると認められる
- (3) 修正申告書の提出日令和元年11月30日の同日に換価の猶予の申請を行うとしており、これは納期限から6ヵ月以内の期限内申請に該当する
- (4) 現状では納税者Aは納税の猶予、又は職権による換価の猶予の適用を受けていない
- (5) 換価の猶予の適用により担保の徴取が必要であるが、猶予申請税額が100万円以下であるために担保の徴取は必要ない
- (6) この申請時において申請以外の国税の滞納は存在しない

2. 申請手続

納税者Aはこの換価の猶予の申請をしようとするときは、下記に掲げる事項を記載した申請書に必要書類を添付し、これをY税務署長に提出しなければならない。

- (1) 記載事項
 - ① 申告所得税を一時に納付することにより、その事業の継続が困難となる事情の詳細
 - ② 納付が困難である金額が申告所得税(修正申告分)100万円であること
 - ③ 猶予を受けようとする期間
 - ④ 猶予税額の分割納付を希望するので毎月20万円を5ヵ月間で納付する旨
- (2) 添付書類
 - ① 財産目録
 - ② 担保の提供に関する書類…本事例では不要である
 - ③ その他一定の書類

問2

1. 平成30年度分の修正申告分の所得税

納税者AはY税務署長から平成30年度分の修正申告分の所得税100万円について、毎月末20万円を令和2年12月末から令和2年4月30日までに毎月末全5回で分割納付する換価の猶予の適用を受けていた。これにより納税者Aは、猶予期間内の各月末において、この金額20万円を分割して納付しなければならない。

しかし令和2年3月5日に得意先Bの倒産という理由により2月末の第3回分までの60万円の納付は完了しているが、第4回分と第5回分の各20万円の計40万円の納付が困難な状況になっている。

換価の猶予は分割納付の納期限ごとにその猶予金額を納付できない場合には、原則的にその適用は取消されるために、今回の納税者Aの換価の猶予は取り消されることになる。

2. 分割納付額の変更と換価の猶予期間の延長

しかしながら、分割納付が不履行となった場合であっても、それが取引先Bの倒産というやむを得ない理由であると認められるために、換価の猶予を取り消すことなく、Y税務署長の自らの職権又は納税者Aからの申請により引き続きその猶予を継続することができる。

この場合の猶予期間はすでに猶予した期間とあわせて2年をこえることができない。本事例の場合には平成30年度分の申告所得税の未納額は40万円であり、当初の納税計画である毎月末20万円の納付を10万円に減額しても、今後4ヶ月での納付が可能であり、その猶予期間は2年を超えることはない。

3. 令和元年分申告所得税に関する換価の猶予の適用

納税者Aは令和元年度分の申告所得税の確定申告分30万円について、令和2年3月13日に確定申告書の提出と同時に、この所得税が一時納付困難として換価の猶予の申請をしている。

しかし、このときすでに滞納者Aは平成30年度分の修正申告所得税につき換価の猶予の適用を受けており、一部その分割納付が履行できていない状況にある。

換価の猶予の適用を受ける場合には申請に係る国税以外に滞納国税が存在しないことが要件とされるが、分割納付が履行されていない国税が換価の猶予を受けた所得税である場合には、申請による換価に猶予の適用を受けることができる。

Y税務署長は今回の令和元年分の申告所得税に関する換価の猶予の申請については添付書類を含めて不備のない申請書が提出され一時納付できないことにつき得意先の倒産というやむを得ない事情が発生しており、また申請に係る令和元年分の所得税の納税について納税者Aが誠実な意思を有していることなど総合的な状況を判断して換価に猶予を適用すべきである。

4. 分割納付に関して

Y税務署長が令和元年分の申告所得税30万円の換価の猶予を認めた場合、納税者Aが平成30年分の申告所得税の未納分40万円を毎月末10万円ずつ4か月で分割納付した後、引き続き令和元年分の申告所得税30万円についても、滞納者Aの財産の状況その他の事情からみて、その猶予する期間内の各月に納付させる金額を、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにして納付計画を検討することになる。

解説**〔第一問〕****問 1**

第 68 回(平成 30 年度)の見積価額に関する趣旨や役割など制度の背景を問う出題がされたが、本問もこれと同様に次順位買受申込者の制度そのものではなく趣旨等の制度の本質を問う内容である。

学習上ではこの制度の内容は公売において予め補欠となるべき者を決めておき、再公売をしないためと漠然と理解していても、これを正確に解答することには苦慮する内容である。

特に(2)の本人の申込制の理由については、どのようなことを解答すべきか受験生には難解な内容である。もちろんこのような問題は何らかの解答を僅かばかりしておけばよい。

また(3)の次順位買受申込者となる者の要件は第 104 条の規定以外に、通達に説明されている内容を若干項目だけ解答としているが、ここまでの記述は必要ないと考えてほしい。

問 2

出題は第 62 回(平成 24 年度)の第 1 問の問 1 とまったく同じ内容であり、第三者の権利保護規定に関する基本的な問題である。

差押換えに関しては第三者の差押換えの請求だけではなく、相続人からの差押換えの請求にも言及しなければならない。なお令和 2 年度の国税徴収法の改正により第三者の権利に「配偶居住権」が追加されている。この点についても正確な記述ができているかどうかポイントになる。

交付要求の解除請求も記述すべき内容は多くない。このために答案用紙にかなり余白が生ずるが正しい記述ができていれば、内容が少なくても得点上の心配はない。

〔第二問〕

本問は、国税徴収法における申請による換価の猶予とその分割納付不履行の場合の猶予期間の延長、及び分割納付額の変更について、さらに分割納付不履行が発生している場合の換価の猶予に再申請に関する適用の可否に関する出題である。その内容は実務色が強く、出題者は税務署等の現場において管理、徴収部署などに在籍し多くの滞納案件に携わってきた経験による出題であることが容易に想像できる。

このような問題では理論集にある換価の猶予の内容を規定通り記述するのではなく、Y 税務署長がどのような判断をして換価の猶予の適用、延長さらに新たな換価の猶予の適用をするかを総合的に判断しながら解答をすることになる。

なお問題では令和元年分の申告所得税については、令和 2 年 2 月に実際に適用されたコロナ禍による国税通則法第 11 条の災害等による期限の延長の適用はないことが明記されているが、もちろん本問ではこれを考慮する必要はない。

さらに設例では最後に納税者 A が自宅兼事務所である不動産 500 万円の存在が説明されている。しかし、これも滞納が深刻化すれば直ちに滞納処分を執行できるという徴収側の思惑を示すものであり、これを勘案して緩和規定の適用を認めようという実務的な背景も推測できる。当然ながらこの不動産を担保提供させるという趣旨での出題ではない。

問 1

問題文では修正申告分の所得税の一括納付が困難であり、これに対して「A が行うことのできる国税徴収法上の措置」とあるために、申請による換価の猶予の適用を解答することになる。

事例問題であるため理論集の内容をそのまま記述するのではなく、税目や税額また納期限など具体的な金額や日付などを考慮した解答をすべきである。

問2

問1の換価の猶予に係る税額が猶予期間の途中で納付困難な状況になっており、まずこれをどのように取扱うかを検討しなければならぬ。原則的には分割納付が履行できない場合には換価の猶予は取り消、もしくは猶予期間が短縮されることになる。ただし分割納付ができない理由がやむを得ない事情による場合には猶予期間を延長することができる。

次に令和元年分の申告所得税は、その申告日が令和2年3月13日、この直前の2月末に平成30年度分の修正申告所得税の分割納付は行われたが、3月5日の得意先倒産による資金不足が生じており3月末の分割納付が困難であり、不履行が発生することが予想されるために3月13日に申請された換価の猶予は、滞納国税の存在を理由に適用がされないと考えることもできる。ただし、すでに換価の猶予の適用されている国税については、分割納付が履行されていなくても滞納国税の存在には該当しないためにその適用は考えられる。

これにより納税者Aはやむを得ない事情が発生しておりその納付が困難な状況にあるが、今後分割納付を積極的に行うという納税についての誠実な意思があると認められることを理由に換価の猶予の適用を受けることができる。

したがって令和元年分の申告所得税30万円についても今回は申請による換価の猶予の適用を受けることができる。

最終的には、Y税務署長は納税者Aに対して平成30年分の修正申告所得税の未納分40万円と令和元年分を毎月末10万円ずつ4ヶ月で分割納付させ、さらに令和元年分の申告所得税30万円についてはそれぞれの月において納付が可能である10万円を3ヶ月で分割納付させることになるのが本問の結論になる。

第 70 回(令和 2 年度)税理士試験国税徴収法講評

〔第一問〕

問 1

学習上ではこの制度の内容は公売において予め補欠となるべき者を決めておき、再公売をしないためと漠然と理解していても、これを正確に解答することには苦慮する内容である。

特に(2)の本人の申込制の理由については、どのようなことを解答すべきか受験生には難解な内容

である。ただしこのような問題は、何らかの解答を僅かばかりしておけばよい。

また(3)の次順位買受申込者となる者の要件は第 104 条の規定以外に、通達に説明されている内容を若干項目だけ解答としているが、ここまでの記述は必要ないと考えてほしい。

問 2

差押換えに関しては第三者の差押換への請求だけではなく、相続人からの差押換への請求にも言及しなければならない。なお本年の国税徴収法の改正により第三者の権利に「配偶居住権」が追加されている。この点についても正確な記述ができていのかどうかポイントになる。

交付要求の解除請求も記述すべき内容は多くない。このために答案用紙にかなり余白が生ずるが正しい記述ができていれば、内容が少なくても得点上の心配はない。

〔第二問〕

本問は、国税徴収法における申請による換価の猶予、その後この猶予国税の分割納付の不履行が発生しているときに、異なる国税について換価の猶予の申請が行われた場合の相互の適用に関する出題である。

問 1

問題文では修正申告分の所得税の一括納付が困難であり、これに対して「Aが行うことのできる国税徴収法上の措置」とあるために、申請による換価の猶予の適用を解答することになる。

事例問題であるため理論集の内容をそのまま記述するのではなく、税目や税額また納期限など具体的な金額や日付などを考慮した解答をすべきである。

問 2

1. 第一段落について

問 1 の換価の猶予に係る税額が猶予期間の途中で滞納となっており、まずこれをどのように取扱うかを検討しなければならない。原則的には分割納付が履行できない場合には換価の猶予は取り消、もしくは猶予期間が短縮されることになる。ただし分割納付ができない理由がやむを得ない事情による場合には猶予期間を延長することができるためその旨を解答することになる。

2. 第二段落について

次に令和元年分の申告所得税は、その申告日が令和 2 年 3 月 13 日、この直前の 2 月末に平成 30 年度分の修正申告所得税の分割納付は行われたが、3 月 5 日の得意先倒産による資金不足が生じており 3 月末の分割納付が困難であり納付不履行が発生する。

このような状況で 3 月 13 日に申請された換価の猶予は、分割納付の不履行が発生しているが、その国税は猶予中のものであること、また分割納付により納税に関する誠実な意思を有することを理由として令和元年分の申告所得税 30 万円についても換価の猶予が適用されると考えてその旨を解答すべきである。

3. 第三段落について

最終的な結論は、Y 税務署長は納税者 A に対して平成 30 年分の修正申告所得税の未納分 40 万円は引続き換価の猶予を継続適用するが、その分割納付金額を毎月末 10 万円とし 4 ヶ月で納付させ、令和元年分の申告所得税 30 万円についても可能な金額で分割納付させることを条件に換価の猶予の適用を受けさせるというのが結論になる。